

高松市監査委員告示第4号

定期監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年2月20日

高松市監査委員	吉田正己
同	山下稔
同	波多等
同	森谷忠造

定期監査結果に基づく措置通知について

第1 定期監査で指摘した事項に対する措置内容等

対象部課等	環境部環境指導課	
措置通知日	平成23年11月24日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>執行伺決裁に係る財政審査を適正にすべきもの</p> <p>高松市文書規程第16条および別表第2では、委託料の執行伺のうち契約依頼に係るもの以外について、財政課長およびその指名する職員の審査を受けることを規定しているが、高松南消防署測定局廃止に伴う測定機器撤去・移設業務委託の見積徴取伺決裁は、財政審査を受けていないので、今後、同種の決裁を起案する場合には、同規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>50万円以下の委託料の執行伺決裁において、高松市事務決裁規程別表1により、執行伺の作成を省略しない場合は、高松市文書規程第16条および別表第2により、財政審査を受けるよう徹底した。</p>

対象部課等	都市整備部建築課	
措置通知日	平成23年11月25日	

【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>市内出張命令の事務処理を適正にすべきもの</p> <p>市内出張をする場合には、高松市職員服務規程第14条第2項の規定により、市内出張命令簿による決裁を受けなければならないが、平成22年度および平成23年度市内出張命令簿の中に所属長の押印がないものが見受けられたので、今後は、同項の規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>市内出張命令の事務処理について、平成23年11月21日以降で、適正に処理した。</p>

対象部課等	都市整備部まちなか再生課	
措置通知日	平成23年12月6日	
【改善を要する事項】	【措置された内容】	
<p>市内出張命令の事務処理を適正にすべきもの</p> <p>市内出張をする場合には、高松市職員服務規程第14条第2項の規定により、市内出張命令簿による決裁を受けなければならないが、平成22年度市内出張命令簿の中に帰着時間が記載されていないものが見受けられたので、今後は、同項の規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>市内出張命令簿に帰着時間を記載し、課内の全職員に対して指摘内容を周知することで、適正な事務処理の徹底を図った。</p>	
<p>特定の随意契約に係る公表をすべきもの</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定および平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ、役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により、契約内容等を公表しなければならないが、平成22年度サンポート高松A1街区等管理業務委託に係る社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については、公表が行われていないので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。</p>	<p>平成23年度における特定随意契約の契約締結の状況について、本市ホームページに掲載した。</p>	

対 象 部 課 等	産業経済部競輪局事業課
措 置 通 知 日	平成23年12月28日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>貸借契約書の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの</p> <p>高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成15年4月1日から、年8.25パーセントから年3.6パーセントに変更されているにもかかわらず、高松競輪場共同通信社杯開催に伴う来賓席プレハブ施設等貸借契約書の条項のうち、履行遅延に係る条項の遅延利息の率は、変更前のもので約定されているので、今後、同様の契約をしようとする場合は、同規定に基づき、適正な率で約定されたい。</p>	<p>平成18年度の貸借契約書から遅延利息を適正な利率に改め約定した。</p>
<p>公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの</p> <p>文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされており、また、同手引の第5章第3節第4項では、公開と判断されないものについて、「公開・非公開の区分」欄に部・時・非のいずれかを表示するとともに、判断基準から理由を選び、その記号を記入することとされているが、伺決裁の起案用紙には、公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>平成20年度から伺決裁の起案用紙に公・非の事前判断結果を記入した。</p>
<p>普通財産貸付申請に伴う連帯保証人の取扱いを適正にすべきもの</p> <p>高松競輪場施設に係る普通財産貸付承認伺決裁に添付されている普通財産借受願には、高松市公有財産事務取扱規則第27条第2項の規定により準用される第26条第2項ただし書の規定により連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同伺決裁には、連帯保証人を立てさせる必要が</p>	<p>普通財産貸付申請において、連帯保証人を立てさせる必要がないと認められる場合は、平成20年度から決裁にその旨を記載した。</p>

<p>ないと認めた理由を明記していないので、今後、同様の決裁を受ける場合には、連帯保証人を立てさせる必要がない理由を記載されたい。</p>	
<p>普通財産貸付台帳を調整すべきもの</p> <p>普通財産を貸し付けた場合には、高松市公有財産事務取扱規則第27条第3項の規定に基づき、普通財産貸付台帳を調整しなければならないが、普通財産である高松競輪場敷地内の一部を電力柱や電話柱等の敷地として、貸付けているにもかかわらず、行政財産使用許可台帳を調整しているので、今後、同様の貸付けをする場合には、同規定に基づき普通財産貸付台帳を調整されたい。</p>	<p>普通財産の貸付について、平成20年度から普通財産貸付台帳を調整した。</p>
<p>業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの</p> <p>高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、ワクワク情報局放送原稿委託業務の支出負担行為何決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。</p>	<p>ワクワク情報局放送原稿作成業務委託については、平成20年度から仕様書を作成した。</p>

第2 定期監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

対象部課等	上下水道局お客さまセンター	
措置通知日	平成23年12月26日	
	【意見を付された事項】	【措置された内容】
	<p>水道の使用再開に係る事務処理について</p> <p>水道の使用を中止している期間内において、無断で水道水が使用されていることが判明した際に、使用者の確認ができないまま給水停止を行っているが、それにより市民が何らかの影響を受けることも考えられることから、今後においては、水道の使用が正規の手続を経て再開されるよう使用者の調査を十分に行うなど、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>水道の使用再開に係る事務処理については、無断での水道使用が判明した場合は、即時の停水は行わず、検針および現地調査の際に無断使用者へ開栓届出の催促通知を行っていたが、今後も、使用者の生活等への影響を考慮し、即時または1回だけの通知による停水は行わず、現地調査等を行う中で使用者に対して正規の開栓届出手続を求めるとともに、なおかつ開栓届出がない場合は、調査結果等をさらに精査した上で停水を行うこととした。</p>